

平成 26 年度第 5 回指定管理者審査委員会の会議録の設置について

平成 27 年 3 月 25 日に開催しました平成 26 年度第 5 回指定管理者審査委員会は、指定管理者候補者を審査するために、指定管理者候補者によるプレゼンテーション及び審査委員会による採点を行いました。

指定管理者候補者によるプレゼンテーションには、指定管理者候補者自身の機微性の高い情報が含まれる可能性があり、公開することにより指定管理者候補者が不利益を被る恐れがありました。その為、審査委員会は岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例第 3 条第 2 項に基づき、非公開となりました。

ただし、当日の審査委員会においては、通常であれば公開して審査できる審議内容が含まれていたことから、非公開とすべき内容を含まない議事録を公開することとします。

企画調整部行政改革課

	【開催日】平成27年3月25日（水） 【時間】13時00分～15時00分 【場所】市立公民館・中央地区公民館 4階 多目的ホール	【傍聴人数】非公開 【傍聴室】		
非公開				
【名称】平成26年度第5回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】				
○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	■
《説明員》都市計画課：大井課長、服部交通政策担当主幹、草川担当員 観光課：西川課長、中浜観光担当主幹 《事務局》企画調整部：小口部長 行政改革課：春木課長、池内参事、大田担当員				
【議題等】				
3 公募施設の次期指定管理者選定における審査基準について （1）自転車等駐車場 （2）観光施設（岸和田城・だんじり会館・市営駐車場）				
【会議録概要】				
<p>委員：次に次第の3番、公募施設の次期指定管理者選定における審査基準について、事務局に説明を求めます。</p> <p>事務局：公募施設の審査基準について、ご審議をお願いします。本日の議論の結果を受けて、審査基準を決定しまして、後日行う審査委員会で、指定管理者候補者についてプレゼン及び応募書類をもとに、委員の皆様にご採点していただく予定です。本日審議していただく施設は、2つです。1つ目は、11施設ある自転車等駐車場を一括して一つの指定管理者を選定するものです。現在の指定管理者は地域ごとに2つに分けて選定しましたが、今回は11施設一括で委任することとしています。2つ目は、岸和田城、だんじり会館、市営駐車場の3つの観光施設です。市営駐車場はだんじり会館に隣接する施設であり、岸和田城とだんじり会館は非常に近い位置に立地しています。よって、これら観光の3施設を一体で管理を委任することにより、より効果的で効率的な運営を期待しています。本日は、会場使用に時間制限がありますので、議論が集約しない場合は、問題点を整理していただいて次回以降に持ち越しとして、整理していただきますようお願いいたします。説明は、以上です。</p> <p>委員：それでは、次第3番の（1）「自転車等駐車場」の審査基準について審議します。施設所管課に入室をしてくださるようお願いいたします。</p>				

<都市計画課 入室>

委員：では、説明をお願いします。

<都市計画課 説明>

委員：では委員からの質問に入ります。

委員：今回は11施設を一括してということですが、これまではどういう形だったのですか。

説明員：11施設の数是不会変わっていません。前は2つに分けて募集しました。岸和田駅周辺を1つのグループ、それ以外を1つのグループとして公募しました。結果として、同一の管理者が選ばれて、一括して管理して頂いています。その当時は色々な事情がありまして2つに分けさせて頂いたのですが、今回は効率的に運用していただくということで11施設を一括して公募したいということです。

委員：利用率を見ると、50%を割っている施設が5施設ある。これは現在も変わらない状況ですか。

説明員：そうです。

委員：これは何か原因があるのですか。

説明員：全ての駅に駐輪場を設けるということで、順次整備をして参りまして、平成6年ぐらいから平成12年ぐらいにかけて、整備しまして、東岸和田駅だけが残っている状況です。当然当時は規模等については必要台数を想定したうえで施設を設けているのですが、近隣に例えばスーパーが出来て無料の駐輪場が出来たりとか、民間が新たに駐輪場を設けたり、また蛸地蔵駅については接続が悪いという鉄道の利便性から利用が減っていると思われる。

委員：利用料金を見ますと、年々少しずつ減ってきているのですね。

説明員：平成26年度も3月分を含んではいませんが、概ね減少が見られます。

委員：何か改善策は考えられているのですか。

説明員：自転車等駐車場だけでなかなか改善というのは難しく、例えば利用料金を下げたことをすれば当然利用が増えることはあるかと思いますが、近隣の民間施設との値段の問題などがありまして、現状ではそれもなかなか難しいところです。また少子高齢化で通学される高校生の方も減ってきている、通勤される生産年齢人口も減ってきている、鉄道利用者も若干減ってきている傾向にございますので、それがなかなかまあ駐車場単体では難しいところがあるかなと思います。

委員：たしかに民業圧迫は出来ないという問題はありますね。

委員：1点確認だが、利用料金制の実績の表は募集要項に添付するのか。

説明員：添付します。

委員：応募者にとっては非常に有用な資料ですね。利用料金の実績についても、開示するというのは募集要項に記載していますか。

説明員：利用料金制の採用については、募集要項には記載しています。

委員：次期指定管理者にとっても、実績については公開されるという認識になるか。実績の開示について明記すべきかどうか、一度考えられてはどうか。審査基準の点数のバランスは取れていると思うが、この点数配分についてももう少しどうしようかなどと考えた点はありませんか。

説明員：特にありません。

委員：11施設をまとめるという政策判断の理由について、もう少し教えてください。というのは他市では、むしろこういう小さな施設はバラかして地域の自治会などに委任するなど、コミュニティビジネスとして運用するというような政策判断もある。今回それをせずに、まとめられた。そうするとかなり全市的な事業を展開している事業者しか応募できないんじゃないかと思うが、そのあたりは検討されましたか。

説明員：前回は2分割して公募しました。その結果、同一の団体に管理していただいている。岸和田駅と蛸地藏駅でサービスが異なると、いろんな問題がある。蛸地藏は出来たのに岸和田ではできないとか。平等といいますか、均一なサービスが一定必要かなと。それと11施設を委任することで、管理体制が集約できるので効率的な管理が期待できる。ひいては市への納付金の額が大きくなることも期待できる、ということで11施設一括で考えています。

委員：あまり理由になってないと思うのですが。サービスの基準は仕様書又は選定後の協議で出来ますので。むしろ今、2箇所に分けたが同一団体になっている。だけど11箇所バラバラに、あるいは街づくり協議会や小さな団体が受託しやすいような単位に分けたらまた別の展開ができるのではないかなと思う。というのは、もうほんとに満杯の施設でしたら確かに料金と画一というのが政策判断かなと思いますが、場所によっては駐車の利用がほとんどない、むしろ別途自主事業を提案してもらって、そのスペースを町会などに街づくりに活かしてもらったほうが良いような施設でもある。利用率が8割のところも2%のところも、一括でというのがほんとにいい政策判断なのか、というのは私にはわからない。サービスの利用の仕様を均一にする方法というのはいくらでもあると思います。そのあたり考慮されなかったのか、もう一度重ねてお伺いします。

説明員：過去にこういった施設を管理した実績がある団体を募集の要件にしております。地域の団体とか街づくり協議会とかを念頭においた指定管理というのは検討しておりません。

委員：過去の実績、全市一律という条件をかけると、公募とはいえ相当応募できる事業者というのは絞られます。そういう判断をされたのであれば、これ以上言いませんけれども、自転車等駐輪場管理というのは指定管理の中でもさほど難しくない、むしろ顔が見える関係の中でやったほうがマナーが良くなるということも聞きます。別の判断もあったのではないかなと思います。それから現時点での自主事業というのはどういうものを想定さ

れていますか。

説明員：特に自主事業は想定していません。応募者にご提案いただけたらと思います。

委員：岸和田 1 号の利用率が 3 年間ほどずっと低い。これはこのままでいいんでしょうか。

説明員：それは課題であると認識しておりまして、仕様書に利用率向上についての提案、利活用について検討することと記載しております。1 号については場所が離れているということと、バイク専用、大型バイクを駐車できるのが 1 号だけという状態ですので、他の駐車場とは利用率が違うというところがございますので、反対にそれを活かし提案をしてもらえたらありがたいと考えています。

委員：バイク専用という位置づけですか。条例には定めてないですね。規則に定めているのですか。

説明員：規則ではなく、運用の中でバイク専用ということで行っています。

委員：評価の基準と関係ないのですが、これほど利用率が低ければいっそのこと売却してはどうですか。

説明員：閉鎖も検討しましたが、南海電鉄から土地をお借りしてしまっていて、返却のお話もさせていただいたのですが、隣に別の課が所管する施設と一緒に借りておりまして、同時返却であれば南海電鉄も利活用できるので応じますということだったのですが、なかなか駐輪場だけでお返しするというのは難しいというところなんです。

委員：このまま低い利用率で推移したときに、市民から不審を買ってしまう可能性がある。

説明員：ご指摘のとおりだと思います。第 1 優先で取り組んでいかなければならない課題であると考えています。

委員：であるならば駐車を廃止して、用途転用して別の施設を入れるとか、そういうことを提案されたらどうですか。駐車場に拘る必要はないと思う。

説明員：それは庁内の問題として、別の課からも提案いただいていることもありますので、庁内で検討させていただきます。

委員：それからもう 1 点。発注対象を一括するとかは、分割するとかは、どこの権限なんでしょうか。所管課の権限なんでしょうか。

説明員：所管課で検討させていただいて、提案させていただいています。

委員：事務局に尋ねるが、他の件でも委員会で疑問となった点がある。一つ目の分岐点として、随意にするのか競争にするのか、という分岐点はどこにあるのか。二つ目、今のように一括にするのか、分割にするのか、というその分岐点はどこにあるのか。委員会としてはそれについて、意見を言う必要がないのか。参考意見を言うのはかまわないが、所管課で決めるという話なのか。そここのところ、委員会の責任でもって、随意にしたと市民が判断するかもしれない。そういう印象を持たれては困る。

事務局：お答えさせていただきます。公募非公募につきましては、指針に定めておりますので、それに沿って庁内で、市として判断させていただいています。指針の記載が適当ではないのではないかというご提案をいただきましたら、それは庁内で議論させていただくこ

とになろうかなと考えます。次の、一括か分割かという点については、施設所管課が募集要項を作成するときに、どういう募集をするのかという判断をしています。さきほどのように委員から、ご指摘いただいた点については、どのように対応するかは所管課の判断になります。

委員：所管課としては、大変大きな責任を負ってらっしゃるわけですね。議会で聞かれたときに答えるのは所管課ということですね。

説明員：はい。

委員：はい、わかりました。それでは、この審査基準については、これでよろしいでしょうか。（委員から了承する旨の発言あり）

委員：はい。今日出た意見は、今後の施策の参考にしてください。例えば、いくつかの自治体で取り入れられている事例として、地域に近いに公の施設の指定管理を受任することによって、例えば街づくり協議会であるとか、住民自治協議会とかのコミュニティビジネスにしていって、そこの活動資金にしていく。そういう手法が最近一般化し始めているということです。それから見ると、コスト、効率性ばかり考えて逆に行っているのではないかとされる時期が来るかもしれませんね。分割するよりも一括したほうが、コストが安くなる、サービス水準も統一できるというのは、これは錯覚ではないですか。業務仕様書を遵守しなさいということであれば、A業者であってもB業者であっても同じ水準になる。たぶんそこで言っている扱いが違うというのは、対応の仕方、接遇のね、雰囲気が違うということは多いかもしれないが、それ以外の水準というのは一緒のはずなんで。そういうのはむしろ指導の仕方と思う。そういう意味で論理としては少し危ない、ということをおし上げておきます。参考にしてください。以上です。

<都市計画課退室、観光課入室>

委員：では、説明をお願いします。

<観光課 説明>

委員：では委員からの質問に入ります。

委員：利用実績の報告があったが、過去数年間の利用実績は表にして募集要項と一緒に配布されるのでしょうか。

説明員：参考資料として必要と考えています。説明会で配布する資料に出来ればと考えています。

委員：利用拡大の取り組みを求めるとあるが、市の観光資源として重要だと思う。市としてのバックアップ体制も重要だと思うが、そのあたりはどのようにお考えですか。

説明員：市の施策として例えばお城祭りなどもあるが、指定管理者との連携というか、人数的にもそうですし、やっぱりそういうノウハウを持った応募資格者というんですかね、そち

らとの連携を通じて、より一層事業を効果的に出来ればと考えています。

委員：市として今のところ考えているところは無くて、指定管理者と協議をするということですか。

説明員：内容については市の事業ということになりますので、こういったイベントをするのかなどは基本的には市のほうで考えたり立案したりするんですが、その中でその事業をより効果的にしていくということを踏まえて、指定管理者と協力してやっていければと考えております。

委員：利用料金制については、全く最初から採用しないということですか。利用料金制の採用については、議論されましたか。

説明員：利用料金制を採用して指定管理者になることの効用を高めるという方法もありますが、これらの施設には利用料金制は導入しないということで、検討はしておりません。

委員：利用料金制を採用しなければ、利用者が少ないほうが指定管理者にとっていいという、そういうインセンティブが働いてしまうのではないかと、思います。それから、指定管理料の決定のところで、場合によっては指定管理料の修正を求めるとあるが、これはどれぐらい強制力がある話なのかなと。相手方が修正を受け入れられないのであれば、次点者と協議するということですか。

説明員：債務負担行為で市の負担額は決めています、予想外のことなどを想定して入れていきます。

委員：実際にはどこかで折り合うということなんでしょうが、募集要項に書くということは意味があって書いているのだろうが、何か足りない形で終わっているような印象を受けます。それと審査基準の配点で、工が100点満点中25点が配点されている。特に②だんじり会館においては祭礼関係者等の連携を図るというあたりは、プレゼンの際にそういう人を配置していますよ、というようなことになってくるのですか。審査基準は、実績ではなく、こういう体制で実施しますという評価になってくると思うが、具体的にはだんじり祭OBを配置しますとかそういうことになってくるのですか。

説明員：OBというわけではないが、25点という重きを置いているのは、だんじり祭とは切っても切れない行事になっていますので、熟知されている方でないと、後々のトラブルが予想されるので、ここはかなり重きを置いて、配点しています。

委員：プレゼンのときに、応募者がいかにプレゼンされるかに注目すればよいということですね。

説明員：そうです。細かいところをいいますと、祭の経緯といいますか、通常岸和田祭というのは、市が行っている行事ではなく後方支援ということでさせていただいていますので、そのあたりのことを理解していない業者さんとかもひょっとしたら応募されるかもしれませんが、そういう業者に指定管理者になっていただくというのは厳しいのではないかと考えますので、祭礼のことをしっかり勉強されている業者さんに指定管理者となっただけであればと考えています。

委員：利用拡大、サービス向上というのは良いのだが、それを指定管理者が可能にできる仕様書ではないですね。条例でも書いてあるので難しいと思うのですが、いっせいに月曜日に休んでしまう。それが本当に利用拡大のところで足かせにならないとか、利用料金制ではないのでインセンティブが全く働かないような仕様書で、この利用拡大の取り組みというのはどうかと、個人的には思います。それから先ほどから話題になっているだんじり会館の祭礼関係者などとの連携なんですけど、正確に仕様書や条例を読むとだんじり祭を通じて地域コミュニティ活動の推進を図ることとあるので、もう少し幅の広い考え方、地域コミュニティの推進ですから祭礼関係者との連携だけではないと読むのが自然かなと考えるのですが、審査基準・審査の視点では祭礼関係者との連携だけに矮小されていないかなと危惧します。おそらく以前に、ここを評価したときに、指定管理料の中から町会費か香典だったかを出して問題になったような記憶があるんですが。それは付き合いですという説明を受けたんですが、指定管理料から金銭的な付き合いまで出てくるようなことがあると困りますので、少し書きぶり、それからもう少し地域コミュニティのところを広げるような形の、別の視点を入れるほうがいいのではないかと。どうしてもこれは条例に書いてあるので、全館、特に駐車場まで月曜日を休んでしまうということになってしまう。つまり、月曜日に岸和田に観光に来たら、何もなくてことではダメですね。逆に他の地域が全部閉まっているときに、岸和田だけは月曜日も観光できるということになれば、相当観光客も来るかなという気はします。私たちは指定管理の選定委員なのでそこまでは言いませんけども、これほどその利用拡大とかおっしゃっている割にはこの仕様書とこの審査基準ではつらいかという気はします。

説明員：たしかに月曜日、年末も含めまして、今は休みを頂戴しているわけなんですけど、やはり実態としては、知らずに来られて残念に思っただけで帰られる方がいらっしゃいますので、今の指定管理者との間でも話が出ているところではあります。

委員：補足ですけど、だんじり会館条例第2条第3号を見ますと、だんじり祭を通じて地域コミュニティ活動の推進を図ることとある。この趣旨を活かせば、祭礼団体という書き方は出来ないはずですよ。祭礼団体というのは、コミュニティの中のごく選ばれた人である。コミュニティというのは地域の人みんなです。だからこのだんじり会館というものをどう捉えるかという点で、実はこの三者一括で選定するというのはちょっとつらいところがある。なぜかという、だんじり会館というのは展示会館なのか。博物館扱いするならばだんじり祭を通じた研究・啓発・調査・教育等の能動的活動をする人材を置かなければならない。そうじゃないというなら、陳列会館であると割り切って、その分人を置かなくてよいというふうな交通整理するか。ちょっとその辺がはっきりしないです。それから祭礼団体との連携みたいなことを書いてあるということは、ただの陳列会館ではなく人的機能を通じて一定地域に対する支援や啓発、そういうアクションをかける組織コミュの施設なのかなととれる。博物館・美術館と同じような扱いをするべきじゃないのかなと思う。そうするとそこに学芸員がいるはずなんです。子どもたちが見学に来たと

きに、みんなよく来たね、岸和田のたんじり祭はこんなんだよと、30分こういう風にして勉強しようというような。祭礼の色んな慣わしの由来などを教えるとか、たんじりの分布や種類、浜の祭りと山の祭りの違いとかを教えてあげるとか。そういう教育機能を持たんとあかんと思うんですけど、その辺の配慮が見えない。いかにも役所が持っている会館という風に見えてしまうと、受けて立つ方、指定管理者もそういう風に受けて止めてしまいます。宝の持ち腐れになりかねないと思います。そういう点でちょっと、自主事業というのをすごく注目します。人的配置という点でも本当は専門家を配置すべきだと思う。博物館学芸員クラスの人を一人つけてもいいと思う。お城もそうです。お城も岸和田城博物館という扱いをするなら、教育研究施設として位置づけていくとか。利用料金制をとらないというのは、できるだけお客さんが少ない方が仕事が楽になる。そのほうが定額の指定管理料が入るわけですから、あまり仕事をせんとお金だけもらおうという風に聞こえてしまう危険性があると思う。受託者に見たら頑張れば頑張るほど収益上がるんですというインセンティブが働く。その辺ちょっと考え方が納得いかないところが出てきているということは申し上げておきます。今後どうされるかはよくわかりませんが、今言ったようなところが、この審査基準の中にどう反映されるのか。今日指摘があったことが審査の視点のどこに該当するのかということを説明できるようにしておいてください。これを変えろとは言いませんが。かなり細かいし、岸和田の指定管理者選定基準の中では細かいほうで精密に組んでるほうだと思っているので、好意は持っている。ただ岸和田城とたんじり会館をいつまでこのまま置いておくのかと。そろそろアクションを起こしたほうがいい時期かなという気もしている。

委員：審査基準を少し分けたほうがいいのかも。少なくとも駐車場と博物館的な施設が一緒になっているというのは、審査しにくい面はあります。調査研究とかその辺を膨らませたところと、淡々とやる駐車場との話とは、分けていただいたほうが審査はしやすいです。

委員：審査基準は、駐車場とうまく分けてくださいということで、よろしいですか。
(委員から了承する旨の発言あり)

委員：今日の審議はこれで終了します。ありがとうございました。